

選挙運動費用の公費負担制度

契約書参考例

※書式はあくまで参考に留まり、契約内容は当事者の責任となります。

※記載内容は公費負担制度で用いられているものに準拠し、参考では、主として選挙
公営に関する項目例を中心に記載しています。

※契約不履行の場合等の契約一般に規定される項目についても、必要に応じて別途当事
者間で具体的に定めておくのが望ましいと考えます。

一般乗用旅客自動車輸送契約書

泉崎村長選挙 候補者 _____ 以下「甲」という。）と _____
(以下「乙」という。) は、選挙運動用自動車の輸送について、次のとおり契約を締結する。

1 自動車の種類

2 使用車種及び登録番号

3 契約期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

4 契約金額 金 _____ 円
(内訳 1 日につき _____ 円 (税込) × _____ 日間)

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により泉崎村に帰属することにならない限りにおいて、乙は、泉崎村長及び泉崎村議会議員の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき泉崎村に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が泉崎村に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 93 条の規定により泉崎村に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 候補者
住 所

氏 名

乙 住 所

氏 名

選挙運動用自動車賃貸借契約書

泉崎村長選挙 候補者 _____ 以下「甲」という。）と _____
(以下「乙」という。) は、選挙運動用自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

1 自動車の種類

2 使用車種及び登録番号

3 契約期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

4 契約金額 金 _____ 円
(内訳 1 日につき _____ 円 (税込) × _____ 日間)

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により泉崎村に帰属することにならない限りにおいて、乙は、泉崎村長及び泉崎村議会議員の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき泉崎村に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が泉崎村に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 93 条の規定により泉崎村に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 候補者
住 所

氏 名

乙 住 所

氏 名

選挙運動用自動車燃料供給契約書

泉崎村長選挙 候補者 _____ 以下「甲」という。)と _____
(以下「乙」という。)は、選挙運動用自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

1 供給する期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

2 供給場所 所在地

名 称

3 供給を受ける自動車の車種及び登録番号

4 契約金額 単位 1 リットルあたり金 _____ 円 (税込)

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により泉崎村に帰属することにならない限りにおいて、乙は、泉崎村長及び泉崎村議会議員の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき泉崎村に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が泉崎村に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 93 条の規定により泉崎村に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 候補者
住 所

氏 名

乙 住 所

氏 名

自動車運転に関する雇用契約書

泉崎村長選挙 候補者 _____ 以下「甲」という。）と _____
(以下「乙」という。)) は、選挙運動用自動車の運転業務について、次のとおり契約を締結する。

- 1 業務内容 公職選挙法に定める選挙運転用自動車の運転
- 2 契約期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
- 3 運転する車の車種及び登録番号
- 4 契約金額 金 _____ 円
(内訳 1 日につき _____ 円 × _____ 日間)

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により泉崎村に帰属することにならない限りにおいて、乙は、泉崎村長及び泉崎村議会議員の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき泉崎村に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が泉崎村に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 93 条の規定により泉崎村に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 候補者
住 所

氏 名

乙 住 所

氏 名

選挙運動用ビラ作成契約書

泉崎村長選挙 候補者 _____ 以下「甲」という。）と _____
（以下「乙」という。）は、選挙運動用ビラ（公職選挙法第 142 条）の作成について、次のとおり
契約を締結する。

1 作成枚数 枚

2 契約金額 金 _____ 円
(内訳 単価 _____ 円(税込) × _____ 枚)

3 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により泉崎村
に帰属することにならない限りにおいて、乙は、泉崎村長及び泉崎村議会議員の選挙における選挙運
動の公費負担に関する条例に基づき泉崎村に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞な
く行わなければならない。この場合において、乙が泉崎村に請求することができる金額が契約金額に
満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 93 条の規定により泉崎村に帰
属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

4 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 候補者
住 所

氏 名

乙 住 所

名 称

選挙運動用ポスター作成契約書

泉崎村長選挙 候補者 _____ 以下「甲」という。)と _____
(以下「乙」という。)は、選挙運動用ポスター（公職選挙法第143条第1項第5号）の作成について、次のとおり契約を締結する。

1 作成枚数 枚

2 契約金額 金 _____ 円
(内訳 単価 _____ 円(税込) × _____ 枚)

3 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により泉崎村に帰属することにならない限りにおいて、乙は、泉崎村長及び泉崎村議会議員の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき泉崎村に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が泉崎村に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第93条の規定により泉崎村に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

4 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 候補者
住 所

氏 名

乙 住 所

名 称